

国立大学法人高知大学体育施設貸付規則

平成16年4月1日
規則第94号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の体育施設を本学以外の者に体育の用に貸付けさせる場合は、この規則の定めによるところによる。

(貸付けの手続)

第2条 貸付けの許可を受けようとする者は、別記様式第1号の体育施設貸付願を医学部にあっては医学部長に、農林海洋科学部にあっては、農林海洋科学部長に、その他にあっては理事（財務・労務管理担当）（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(貸付けの許可)

第3条 管理者は、貸付けの許可をしたときは、別記様式第2号又は別記様式第3号の体育施設貸付許可書を申請者に送付するものとする。

(貸付料)

第4条 借受者は、別に定める貸付料を借受け前に納入しなければならない。ただし、借受者が地方公共団体等の場合で、やむを得ない理由があると管理者が認めるときは、借受者は、借受け終了後に貸付料を納付することができる。

2 既納の貸付料は、原則として返還しない。

(貸付許可の取消し又は変更)

第5条 管理者は、次に掲げる場合には貸付許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 本学において貸付けを許可した施設を必要とするとき。
- (2) その他不相当と認められる事由が生じたとき。

(光熱水料等の負担)

第6条 電気、水道等を使用する場合は、別に定める使用料を負担させるものとする。

(損害の弁償)

第7条 借受者がその責に帰すべき事由により、本学の施設に損害を与えたときは、その損害を弁償させるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日規則第15号）

この規則は、平成26年7月7日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第109号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

受付用

第 号
年 月 日

体育施設貸付願

理事（財務・労務管理担当）

医 学 部 長

殿

農林海洋科学部長

（申請者）住 所

氏 名

T E L

貴学施設を下記のとおり借受けしたいので申請します。

記

借受施設	代表者氏名	借受日時	時間数	借受目的	借受人数
		年 月 日 時 分から 時 分まで			
		年 月 日 時 分から 時 分まで			
		年 月 日 時 分から 時 分まで			
		年 月 日 時 分から 時 分まで			

別記様式第2号（第3条関係）

申込者用

第 号
年 月 日

体育施設貸付許可書

殿

理事（財務・労務管理担当）
医 学 部 長
農林海洋科学部長

年 月 日付けで申請のあった貸付けについては、下記のとおり許可します。

記

貸付施設	代表者氏名	貸付日時	時間数	貸付目的	貸付人数	貸付料
		年 月 日 時 分から 時 分まで	(時間)		(人)	(円)
		年 月 日 時 分から 時 分まで				
		年 月 日 時 分から 時 分まで				
合 計						

裏面

貸 付 許 可 条 件

- 1 大学構内の交通規制標示を厳守し、自動車、モーターバイク、自転車等は所定の場所に整頓して置くこと。
- 2 貸付中の騒音は避け、特に入構に際してのモーターバイク等の騒音は注意すること。
- 3 便所は、担当部局の係員の指示する便所を使用し、他の区域には立ち入らないこと。
- 4 樹木の損傷及び花壇・芝生への立入りその他構内の美化を損なう行為は特につつしむこと。
- 5 借受者が樹木、施設等に損傷を与えたときは、原形に復し、又は弁償すること。
- 6 借受けすることによって生じた空箱、紙くず、たばこの吸い殻等は使用后必ず清掃始末し、火災発生の原因とならないよう特に注意すること。
- 7 多人数が参加する場合、責任者は全員を掌握し、関係者以外の立入りによる不測の損害を被ることのないよう注意すること。
- 8 参加のため入構した者の大学構内における事故については、大学は一切責任を負わない。
- 9 借受け終了後は、警務員に必ず報告すること。
- 10 貸付を許可された施設を転貸し、又は担保に供しないこと。
- 11 上記貸付許可条件を参加者全員に周知徹底させること。

別記様式第3号（第3条関係）

後納支払申込者用

第 号
年 月 日

体育施設貸付許可書

殿

理事（財務・労務管理担当）
医 学 部 長
農林海洋科学部長

年 月 日付けで申請のあった貸付けについては、下記のとおり許可します。

記

貸付施設	代表者氏名	貸付日時	時間数	貸付目的	貸付人数	貸付料
		年 月 日 時 分から 時 分まで	(時間)		(人)	(円)
		年 月 日 時 分から 時 分まで				
		年 月 日 時 分から 時 分まで				
合 計						

貸付料については、国立大学法人高知大学出納役の発する請求書により、指定期日までに納入してください。なお、指定期日までに貸付料が支払われないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条により計算した金額を延滞金として支払わなければなりませんので、ご留意願います。

裏面

貸 付 許 可 条 件

- 1 大学構内の交通規制標示を厳守し、自動車、モーターバイク、自転車等は所定の場所に整頓して置くこと。
- 2 貸付中の騒音は避け、特に入構に際してのモーターバイク等の騒音は注意すること。
- 3 便所は、担当部局の係員の指示する便所を使用し、他の区域には立ち入らないこと。
- 4 樹木の損傷及び花壇・芝生への立入りその他構内の美化を損なう行為は特につしむこと。
- 5 借受者が樹木、施設等に損傷を与えたときは、原形に復し、又は弁償すること。
- 6 借受けすることによって生じた空箱、紙くず、たばこの吸い殻等は使用后必ず清掃始末し、火災発生の原因とならないよう特に注意すること。
- 7 多人数が参加する場合、責任者は全員を掌握し、関係者以外の立入りによる不測の損害を被ることのないよう注意すること。

- 8 参加のため入構した者の大学構内における事故については、大学は一切責任を負わない。
- 9 借受け終了後は、警務員に必ず報告すること。
- 10 貸付を許可された施設を転貸し、又は担保に供しないこと。
- 11 上記貸付許可条件を参加者全員に周知徹底させること。